

多度津町行政改革大綱

平成30(2018)年12月

多度津町

目 次

多度津町行政改革大綱	ページ
1 はじめに	1
2 多度津町の人口	1
3 多度津町の財政状況	3
4 行政改革大綱の位置付け	4
5 基本方針	4
6 推進期間	7
7 行政改革の進行管理	8

1 はじめに

多度津町では、昭和50年に行政改革大綱を策定して以来、その時宜にかなった行政改革を実行することにより、一定の成果をあげてきました。平成26年度の多度津町行政改革大綱では「持続可能な財政構造の確立」、「行政の事務事業の再構築」、「時代に対応できる人材及び組織の育成」、「町民と行政の協働」を重点項目とし、組織機構の改革、自主財源の確保をはじめとした財政基盤の強化など財政状況や社会情勢を捉えながら、行政改革を進めてきました。

しかしながら、人口減少、少子高齢化の進行に伴い、税収等の減少が見込まれる一方、社会保障関係経費や、老朽化が進む公共施設の維持管理費用の増加は避けられません。

さらには、新庁舎整備事業や多度津駅周辺開発整備事業など、複数の大型事業が控えていることから、財政状況はさらに厳しさを増すことが予想されます。

また、地方分権などの社会情勢の変化や、住民ニーズの複雑化、多様化により今まで以上に効率的、効果的な行政運営が求められています。

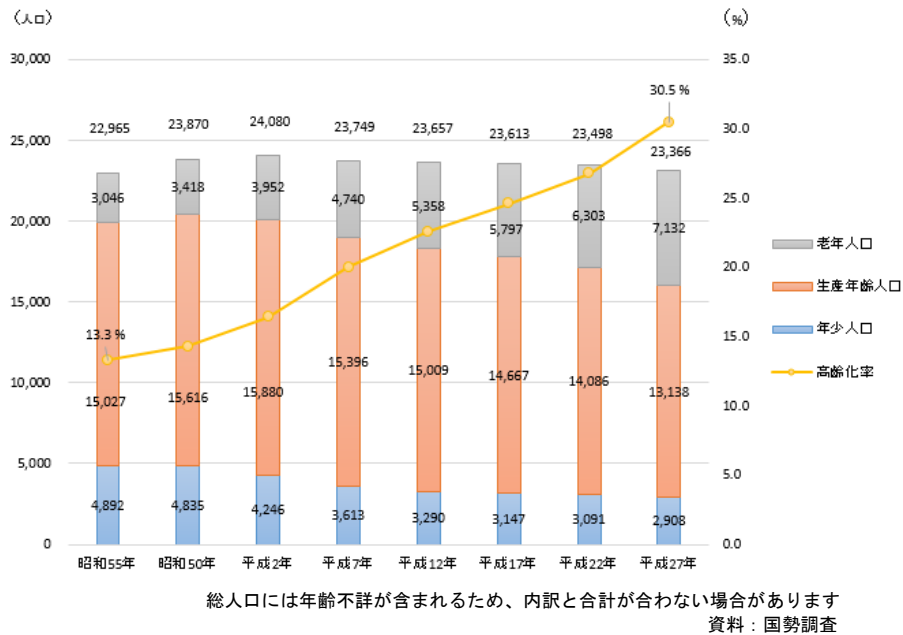
このような厳しい状況の中、今後とも住民サービスの維持・向上を図っていくためには、限られた財源と人的資源を有効に活用し、より一層の財政基盤の強化に努めるなど徹底した行政改革を行う必要があります。

新たな行政改革大綱の策定にあたっては、前行政改革大綱から引き続き実施すべき取り組みを登載するとともに、新たな行政需要に対応した取り組みを推進してまいります。

2 多度津町の人口

本町の総人口の推移は、国勢調査結果によると、1990年（平成2年）の約24,000人をピークに減少傾向が続いています。また、年少人口・生産年齢人口は減少していく一方で、高齢者人口は増加しています。

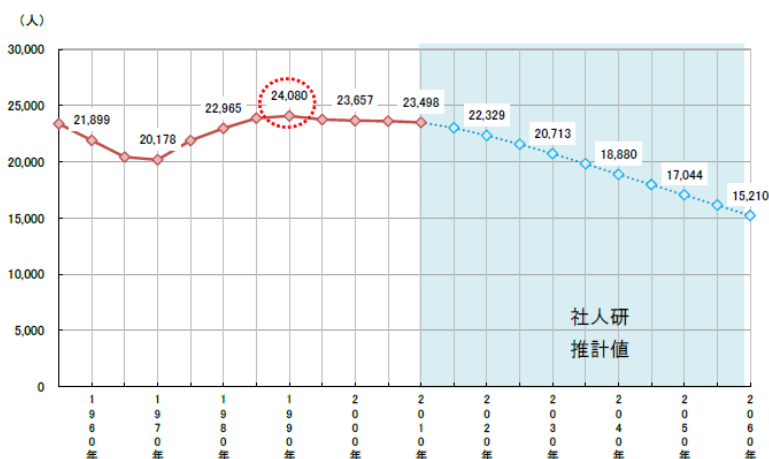
◆年齢3区分別人口の推移と高齢化率



国立社会保障・人口問題研究所によると、2060年の人口は、2010年（平成22年）の23,498人と比べて、3割以上も減少し、15,210人になると推計されていることから、人口減少が大きく進むと予想されます。

今後、厳しい行財政運営が見込まれるなか、本町で暮らす住民、また将来住みたいと感じている人々のニーズを的確に把握し、本当に必要な行政サービスを施策に反映していく必要があります。

◆総人口の推移と将来推計



資料：2010年までは国勢調査、2015年以降は、国立社会保障・人口問題研究所

●社人研推計 = 社人研（国立社会保障・人口問題研究所）による将来推計。
全国の移動率が今後一定程縮小すると仮定。

「出展：多度津町 まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン」

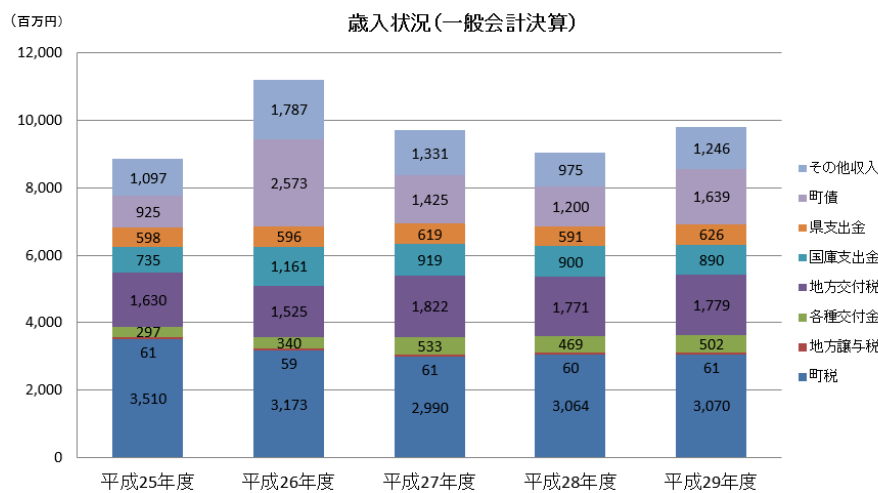
3 多度津町の財政状況

現在の本町の財政状況は、歳入面では、自主財源である町税収入が全体の3割程度を占めていますが、人口減少、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により、今後、町税収入の減少に繋がっていくと思われれます。

一方、歳出面では、社会保障関係経費である扶助費の増加とともに、老朽施設の管理に係る維持補修費や更新に伴う公債費の増加が予想され、財政の硬直化を招くおそれがあります。

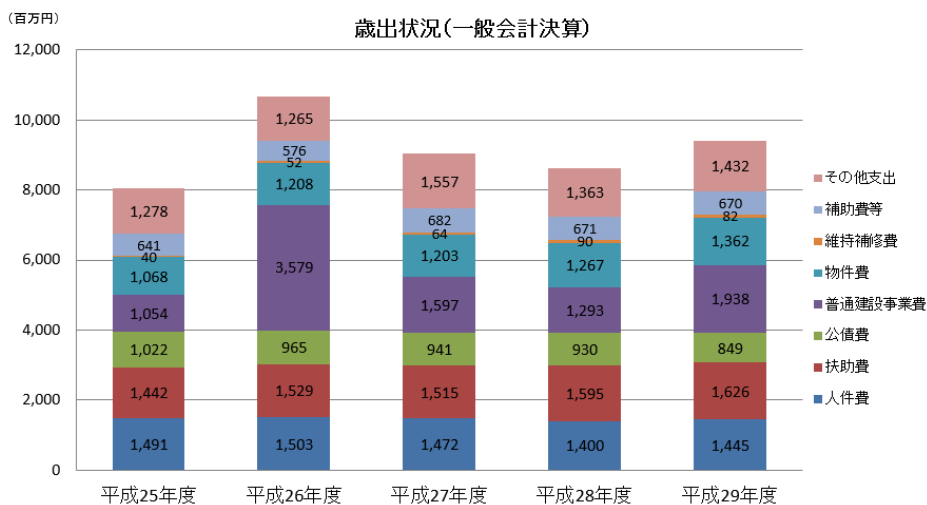
複雑・多様化する住民ニーズに応え、今後も持続可能な行財政運営を図るためには、これまで以上に財政の健全化に留意しつつ、自主財源の安定的な確保や、限られた財源の計画的な活用が強く求められます。

◆歳入の推移



◆歳出の推移

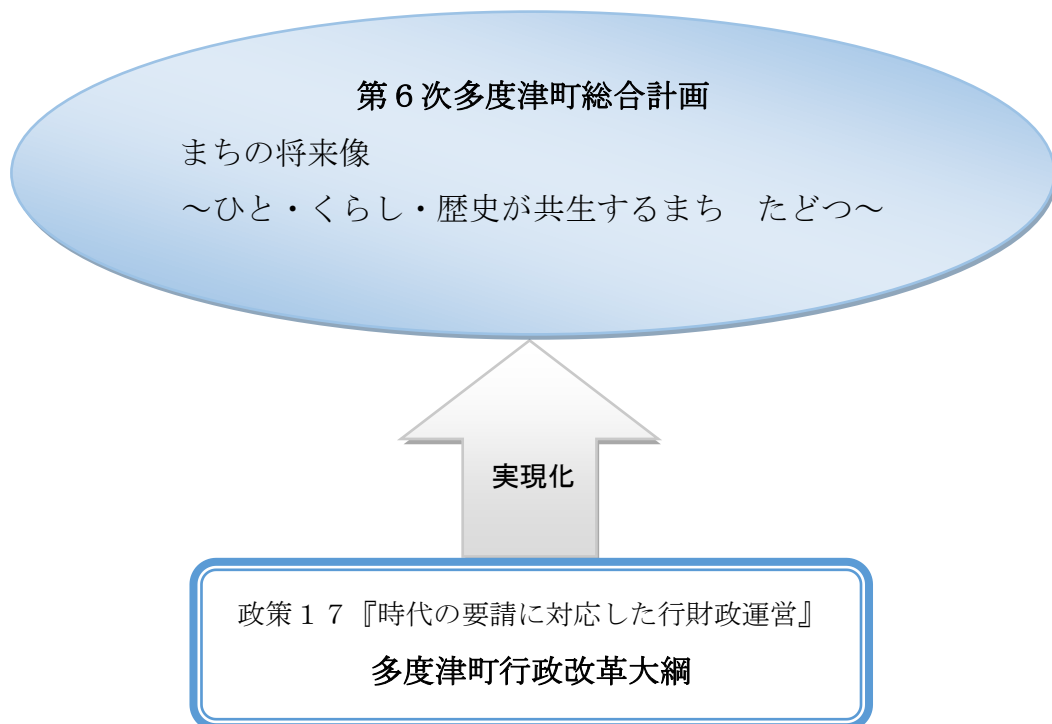
(平成29年度主要施策成果報告による)



(平成29年度主要施策成果報告による)

4 行政改革大綱の位置付け

本大綱は、町の最上位計画である「第6次多度津町総合計画（平成28年度～平成35年度）」（以下「総合計画」という。）の推進のための方策の1つとして位置づけられています。総合計画で掲げている将来像「ひと・暮らし・歴史が共生するまち たどつ」の実現に向けて時代の要請に対応した行財政運営の推進を行うために取り組みます。



5 基本方針

総合計画の実効性を確保するとともに、本町を取り巻く社会的環境や課題を解決するため、次の3つの項目を行政改革推進の基本方針とします。それぞれの基本方針を柱に具体的な取り組みを定め、行政改革を推進します。

- 基本方針1 健全な財政運営の推進
- 基本方針2 行政運営と人材育成
- 基本方針3 情報発信と協働のまちづくり

基本方針 1 健全な財政運営の推進

今後とも住民サービスの維持・向上を図っていくためには、持続可能な行財政運営を目指し、引き続き、行財政改革に取り組んでいく必要があります。

安定的で健全な財政構造を維持するため、将来の財政負担を見据えた予算編成を行い、歳入の確保に努めながら、より一層の経費の節減合理化を図り効率的で効果的な財政運営を行います。

【主な取り組み】

○歳入の確保

多様化する行政需要に対応するには、安定した財源の確保が重要課題であり、町税やその他公共料金の徴収率向上、ふるさと納税収入額の増加等を図ります。

○歳出の削減・抑制

単独事業について、その効果を検証して見直しを図るとともに、補助金等の定期的な見直しを行い、より効果的な事業展開を検討します。

○民間活力の有効活用

従来も業務委託や指定管理者制度を積極的に進めてきましたが、今後もサービスの質の確保に行政が責任を持ち、委託可能な分野を検討します。

○資産の有効活用

町の保有施設については、使用可能団体の拡充、使用料金の見直しを行い、利用率の向上を図ります。また、未利用の土地については、売却、貸付、利用方法の見直しを行い、町有財産の有効活用を推進します。

○計画的な財政運営

限られた財源の中で、公共施設や資機材等の現状を把握し、その管理や更新について計画化することで、最適な配置や財政負担の軽減、平準化を図ります。

基本方針 2 行政運営と人材育成

人口構成や住民のライフスタイルの変化に伴い、行政に対する住民ニーズは多様化することが予想されます。

限られた行政経営資源を最大限に活用し、高い組織力と改革を担えるよう職員一人ひとりの意識改革や育成に努め、時代とともに変化する住民ニーズに、柔軟に対応していくことが求められます。

【主な取り組み】

○ICTを活用した業務改革

ICTを活用することで、事務の電子データ化やシステム化により、事務の省略化をすすめ、行政の効率化や経費削減に繋がります。また、マイナンバー制度を活用した各種申請書等における利便性の向上に努めます。

○広域行政の推進

近隣自治体とさまざまな取り組みで連携することにより、圏域への人の流れを創出し、定住促進と圏域全体の持続的な発展を図ります。

○職員の能力向上と人材の活用

根拠法令等を常に意識し、職員の知識習得や能力向上を行うため、職員研修を計画的に実施するなど人材育成に取り組むとともに、働きやすい職場の環境と職員の健康管理に努めます。

○業務の改善

事業の必要性、住民の満足度や事業主体の妥当性など、事務事業の改善を図ることで、効率的な事務の運用と行政手続きの利便性の向上を図ります。

基本方針 3 情報発信と協働のまちづくり

住民ニーズを把握するとともに、住民による主体的な活動を支援するなど、住民起点に基づく行政運営は、より良い地域社会の構築のために非常に重要です。

住民一人ひとりが、暮らしや生きがいとともに創ることができる地域の実現を目指して、今後より一層行政情報の発信・共有を積極的に推進するとともに、住民の声を聞く機会の充実を図り、適切に施策等への意見反映を進め、地域の活性化と協働の取り組みを推進します。

【主な取り組み】

○情報共有の推進

広報誌やホームページ等を活用し、積極的な情報発信や内容の充実を図ることで、住民との情報共有を推進するとともに透明で開かれた行政を実現させます。

○安心のまちづくり

健康や生活に不安がなく、安心して暮らせるよう福祉や子育て支援の推進を図ります。また、住民を主体としたまちづくりのため、自主防災組織の推進や地域コミュニティの円滑な活動支援に努めます。

○賑わいのまちづくり

創業支援や町産農水産物等の魅力発信といった、町内の産業の振興を支援することで、雇用や賑わいを創出し、活性化に繋がります。

6 推進期間

多度津町行政改革大綱に基づく行政改革の推進期間は平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間とします。

7 行政改革の進行管理

本大綱の推進にあたっては、改革の基本方針に基づく具体的な取組内容を定めた実施計画を策定し、PDCAサイクルによる進行管理を行います。

また、社会経済情勢や住民ニーズの変化を考慮し、実施計画の達成状況やその内容に基づき、適宜、実施計画の見直しを行うものとします。

【管理体制】

